

2014年5月20日

債権の消滅時効における原則的な時効期間の考え方

部会幹事

山野目 章夫

1 この覚書の趣旨 第79回会議においては、部会資料69A第1、1で示された素案を題材として、債権の消滅時効における原則的な時効期間の審議が行なわれた。素案は、中間試案第7、2が併記していた二つの案のうち乙案を基調とし、そのうえで主観的起算点の規律表現を調べ、また、主観的起算点から起算される時効期間として5年を選ぶ、という趣旨の提案をしたものとみられる。

この覚書は、このような理解を踏まえ、乙案を基調とする提案がもつ意義として認識されるところを整理しようとするものである。

これまでの部会における調査審議を顧みると、乙案への支持が徐々に広がってきていると感じられる半面において、甲案を支持する意見もあることから、いまだ論議が収斂していると断ずることはできない状況にある。このような状況の認識から、新しく留意しなければならない観点として重要性が増してきていることは、いずれの案による合意形成もされない場合には現行法の大部分の規律が維持される、ということになりかねない、ということであり、この事態に立ち至る際の弊害も十分に意識しつつ、残された審議の時間を活用して充実した調査審議がされることが強く望まれるところである。

2 乙案を基調として5年と10年の時効期間を組み合わせる選択の基本的な意義 部会資料69Aにおける上記の提案が最も重視するものは、時効期間の統一という要請であると考えられる。これを実現することを優先し、そのうえで、そこから生ずる諸課題に対し合理的な対処を補おうとすると、そこから導かれるものが、この乙案の選択にほかならない。

具体的には、なぜ主観的起算点から5年の時効期間とするか、ということは、1年、2年、3年の不揃いをなくす、ということに尽きる。現行法が短期消滅時効で規律する諸事象は時効期間を5年で統一するという仕方で斉一な解決が与えられる。国民からみてわかりやすい民法の規律にする、という今般の規定見直しの基本的要請が背景に控えることは、あらためて説くまでもない。また、「1年、2年、3年が5年に延びることについては、問題視された発言はなかった」という問題状況の確認もされているところである（中井委員の第79回会議における発言）。

また、なぜ主観的起算点を採用するか、と問うならば、それは、債権者が知らないうちに債権が消えることは、おかしい、と考えられるからである。

その半面において、乙案においては、客観的起算点から10年という時効期間が併用される。現行法の規律を適用する場合において、これと同じ帰結が与えられているところであり、そこには、債権を行使することができる期間として客観的に適切な規律である、という平衡感を見出すことができる。この解決の部分は、維持されるべきであると考えられる。

3 現行法の規律が基本的に維持される場合などとの比較 このような特徴をもつ乙案は、甲案や特に現行法の規律が基本的に維持される場合の帰結などと比較検討する際に、つぎのような諸点を指摘しなければならない。

(1) 民事・商事の識別を一般の国民に強いることでよいか 現行法の規律が基本的に維持される場合には、時効の制度に関わることになる一般の国民に対し、ひきつづき商事短期消滅時効の特例が適用される場合とそうでない場合との識別という複雑な問題への対処を強いることになる（短期消滅時効の特例が適用される場合とは、正確には商行為により生じた債権の場合ということであるが、後掲の図表においては、簡略を期し、商人が債権者である場合というように表記している。非商人が債権者である場合といった表現についても同じ。）。

「実はこれは商事だったのか、あるいはこれは民事だったのかというような形で判断を間違えてしまうと、そういうようなことが、今、いろいろな形で起こり得るわけです」（村松関係官の第79回会議における発言）という状態（**後掲図表の注記1**）が更に続くことになるが、くわえて気づかれなければならないことは、単に現在存する問題が存在し続けるのではなく、それが助長される結果になる、ということにほかならない。「今」というよりも、「今よりもっと」ということである。債務者になる者の側は、自分が負担する債務が会社法5条や商法502条1号などに照らし、商行為に基づいて生じたものであるかどうか、腐心しなければならない。動産の損料の債務者になる消費者は、たとえば株式会社からレンタルした物の賃料の時効期間が5年であるのに対し、特定非営利活動法人から借りると10年になるかもしれない、ということであり、消費生活相談の場面などで債務者に助言をするにあたっては、この識別の煩瑣が新しく生ずる。

(2) 民事・商事の取扱いを隔てることに合理性があるか そして、そのことは、単に識別が困難である、という問題にとどまらず、そもそもそのような取扱いの分け隔てをすることの合理性を疑わせることであろう。事業の性質や実態が近接しているにもかかわらず時効期間が倍も異なる、という帰結は、滑稽ですらある。「協同組合とか、あるいは信用金庫とかといったものとそれ以外、あるいは一般社団法人と商人とを区別して、同じような事業をやっているながら時効が違うという現状」を今後も放置するか、という問題（内田委員の第79回会議における発言）にほかならない（**後掲図表の注記2**）。

(3) 時効期間の跳躍的長期化という問題 従来の短期消滅時効は、多くの問題を孕んでいたが、なかには社会的意義が認められるものもあった。「ビデオのレンタルの場合に返し忘れたとか、返したはずなのに返していないと請求されるといった場合に、1年の動産の損料というのを結構使わせてもらっています。これがなくなってしまうと、ビデオレンタルの返却仕組みが変わらないとかなり消費者は被害を受けるように思います」（岡田委員の第12回会議における発言）と指摘されていた問題は、乙案のもとで5年への統一化の問題として受け止められる。これに対し、現行法の骨格の部分が維持されるならば、債務者である消費者に対し、債権者が商人であるかどうかの識別という煩瑣に加え、債務が商行為に基づいて発生したものと認められない場合には、1年であった時効期間が一挙に10年になる、という問題が出来る（**後掲図表の注記3**）。

(4) 沈黙のうちに過ぎ去る時間の怖さ 現在でも、自分が置かれる法律状態を明瞭に認識しないまま時効が進行する、ということが、観察されないものではない。判断能力が減退する高齢者に適時に後見人などが付されるとは限らない、ということは、ありうる。そのような事象が増えてくるであろう社会の行く末を思うならば、この問題は、ますます深刻であろう。第79回会議において中井委員が高齢者のワラントの被害の例を提出したことは、適切な問題提起であった。そして、それに対する道垣内幹事および中田委員（発言順）の分析も適切であった。その被害に係る損害賠償請求権を行使することが可能な時間的限界を考えると、「5年で権利が消えるのか」ということが問題なのではなく、「知らないうちに5年で権利が消えるのか」ということこそ、問われなければならない。このことは特に甲案の採用にあたり十分に留意されなければならない点である（**後掲図表の注記4**）。

(5) 将来の法制整備への架橋という視点 民法の消滅時効の通則に主観的起算点が導入される場合には、それとの関連において、関係する法律を整備整理することが要請される。

まず、多くの場合に主観的起算点が採用されていないのが現行の法制であるから、民法の改正と整合するように検討をすることが必然性をもって要請される。すでに商事短期消滅時効については、「起算点についてだけ、権利を行使すべき時という商事消滅時効と……主観的な知った時という一般的な消滅時効とで違いを残すためにわざわざ商事消滅時効の規定を残すというのも、立法としては余り説得力がないという感じです」（山下委員の第79回会議における発言）という観点が指摘されていた。同様の思考は、乙案による民法の規定の見直しと個別法上の短期消滅時効との関係一般にも妥当する。

これに対し、現行法が維持されるなどする場合には、個別法が定める時効の見直しは、個別の政治過程に委ねられることになり、見直しが達せられるかどうかは、そこに依存することになる（**後掲図表の注記5**）。次世代を担う若者らが希望をもって働く社会にするためには、貸金業者の貸金債権の時効期間が10年または5年であるのに対し、額に汗して働

く人の定期の賃金が2年で消える（労働基準法115条、船員法117条）というような振り合いは、もう少し体系的な取組により改められるべきではないか。

また、半面において、債権の消滅時効に主観的起算点を導入することは、現在において既に主観的起算点が導入されている法制との間において、将来は更に整合性を向上させる改革を達する見通しを恵むかもしれない。社会的に同一の事象を債務不履行で構成しても不法行為で構成しても損害賠償請求権の消滅時効の起算点が同じ思想で律せられるということになるならば、その先には時効期間の統一ということが日程に上がってくることも、おおいに期待することができる。724条前段の3年が実は短すぎるのではないか、という問題は、今までも個別の社会問題が起こるに際し論点とされてきた。近時の例では、弁護士会の精力的な提言活動が功を奏し、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」が制定された、という実例もみられる。しかしこれも、そのような個別の政治過程に依存することなく、将来の不法行為法改革の論点として正面から取り上げられることがよい。債務不履行の損害賠償請求権における主観的起算点の導入は、その観点からも良い効果をもたらすことが期待される。

		甲案	乙案 5年を選択	167条を維持 170条以下は削除 商法522条は維持
ビジネスの視点 たとえば 貸付債権	商人が 債権者	客観的起算点 から5年	主観的起算点から 5年／客観的起算 点から10年 * 実際上二つの起算点は一致	客観的起算点 から5年 * 商人かどうか、識別する 対応が強いられる。1)
	非商人が 債権者	客観的起算点 から5年	主観的起算点から 5年／客観的起算 点から10年 * 実際上二つの起算点は一致	客観的起算点 から10年 * 実態を同じくする事業でも商 人かどうかで異なる。2)
消費者の視点 たとえば 動産の損料	債権者は 商人	客観的起算点 から5年	主観的起算点から 5年／客観的起算 点から10年	客観的起算点 から5年 * 商人かどうか消費者 が識別して対応1)
	債権者は 非商人	客観的起算点 から5年	主観的起算点から 5年／客観的起算 点から10年	客観的起算点 から10年 * 現行の1年から激変3)
高齢者の視点 たとえば ワラント取引 の被害	債務不履行 構成	客観的起算点 から5年 * 被害者の権利行使が困難な まま5年が過ぎる。4)	主観的起算点から 5年／客観的起算 点から10年	客観的起算点 から10年 (または5年) * 不法行為構成との乖離が大きい。
	不法行為 構成	客観的起算点 から5年	主観的起算点から 3年／客観的起算 点から20年	主観的起算点から 3年／客観的起算 点から20年
労働者の視点 定期の賃金 (見直しをしない限り 客観的起算点から2年)		 * 見直しは個別の 政治過程に委ね られることにな りやすい。	 * 見直しを関係法 律整備の対象と することが合理 的である。5)	 * 見直しは個別の政 治過程に委ねら れることになりや すい。